



食品ロス削減リーフレット

フードバンク活動で 事業系食品ロスを 削減しよう

まだ食べられる食品を捨てないで
だれかと地球のために



岡山県内のフードバンクを活用した 事業系食品ロス削減のために



食品ロス削減の背景と目的

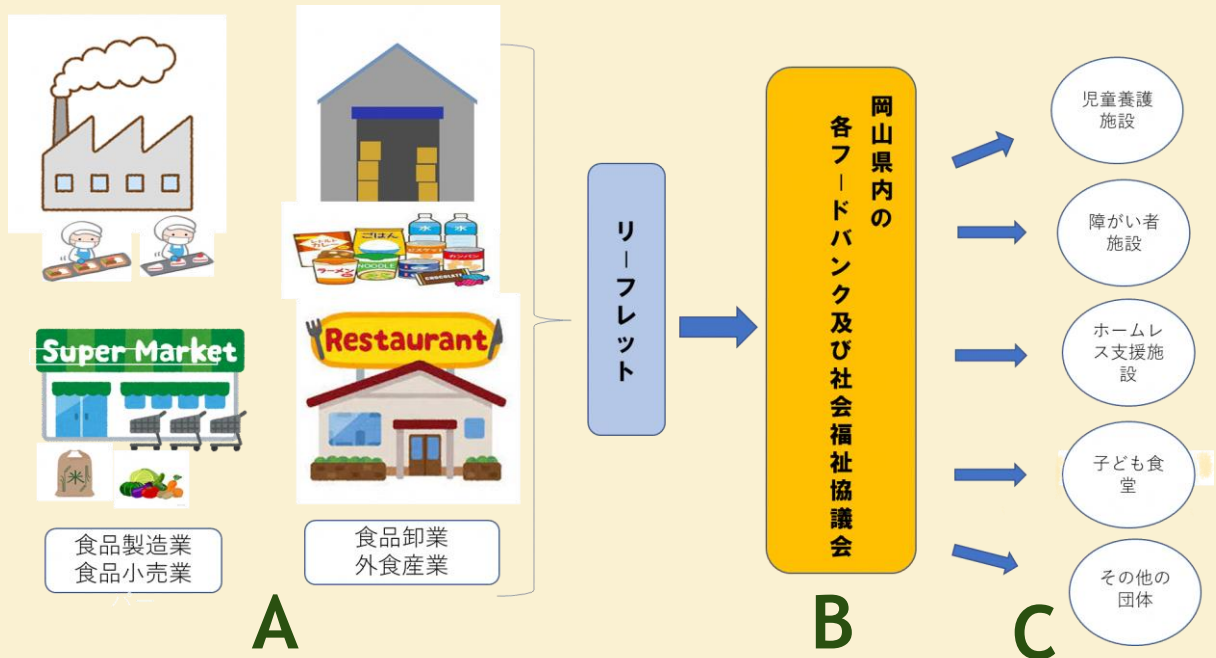
我が国の食料自給率はカロリーベースでは37%（2020年度）と低いレベルにあるにも関わらず、本来食べられるのに廃棄される「食品ロス」は600万トン（2018年度）と、大量の食品ロスが排出され、廃棄物として処理されています。食品ロス削減は、世界的な課題になっており、国連の持続可能な開発目標SDGsのターゲットの一つになっています。日本の食品ロス削減政策は2000年度に比べ2030年度には半減する目標を掲げて関係者にさらなる取組を呼び掛けています。食品ロスの削減は、①廃棄物処理費の負担軽減、食料の自給率を高め食品の生産、輸送のためのエネルギー消費量の削減をもたらす、ひいては炭酸ガスの排出抑制、広くは世界の貧困、飢餓の克服など様々な問題の解決につながります。

事業系食品ロス削減のためのリーフレット

事業系食品ロスが発生する原因は、食品の形の不揃い、加工や配送時の破損、規格外品の発生、作りすぎ、納品期限切れ、販売期限切れ、賞味期限切れ、消費期限切れ、などが考えられます。食品ロス削減に有効な施策は、在庫の適正な管理などありますが、フードバンクの積極的な活用があります。このリーフレットでは、まだ食べられる食品をフードバンクへ寄付したい食品関連事業者やその食品を受け取るフードバンクに知ってもらいたい情報を提供させていただきます。

フードバンク活動とその関係者

フードバンクとは；食品の品質には何ら問題がないが、通常の販売が困難な食品、食材を引き取って、福祉施設などに無償提供をするボランティア団体です。フードバンク活動には、食品を提供する者（A）と、フードバンク（B）と食品を最終的に受け取る者（C）が、それぞれの役割を果たし、それぞれが良かったと思うような結果にならないと長く続きません。A,B,Cのそれぞれの役割、良かったと思う事を考えてみました。



フードバンク活動に関係して良かった点

食品を寄付する者 A

役割：安全な食品を寄付・提供する。

良かったと評価される点：食品ロスの削減につながった。食品が無駄なく使われ、廃棄物の発生量が減少して、廃棄物処理の費用負担を減らすことが出来た。有価の食品の寄付によって節税になった。食品ロスの削減という社会問題の解決に取り組んでいることが企業イメージの向上につながり、消費者の支持が得られ、企業の業績向上につながる可能性がある。



フードバンク B

役割：食品を寄付する者 A とそれを最終的に受け取る者 C との間をマッチングをして寄付された食品がスムーズに受け渡しがされるようにコーディネートする。

良かったと評価される点：食品が無駄なく活用され、食品ロスの削減という社会問題の解決に貢献できる。食品を寄付する者、受け取る者から感謝される。フードバンク団体の活動に賛同する支持者からの寄付金や活動支援者が増える。



寄付された食品を最終的に受け取る者 C

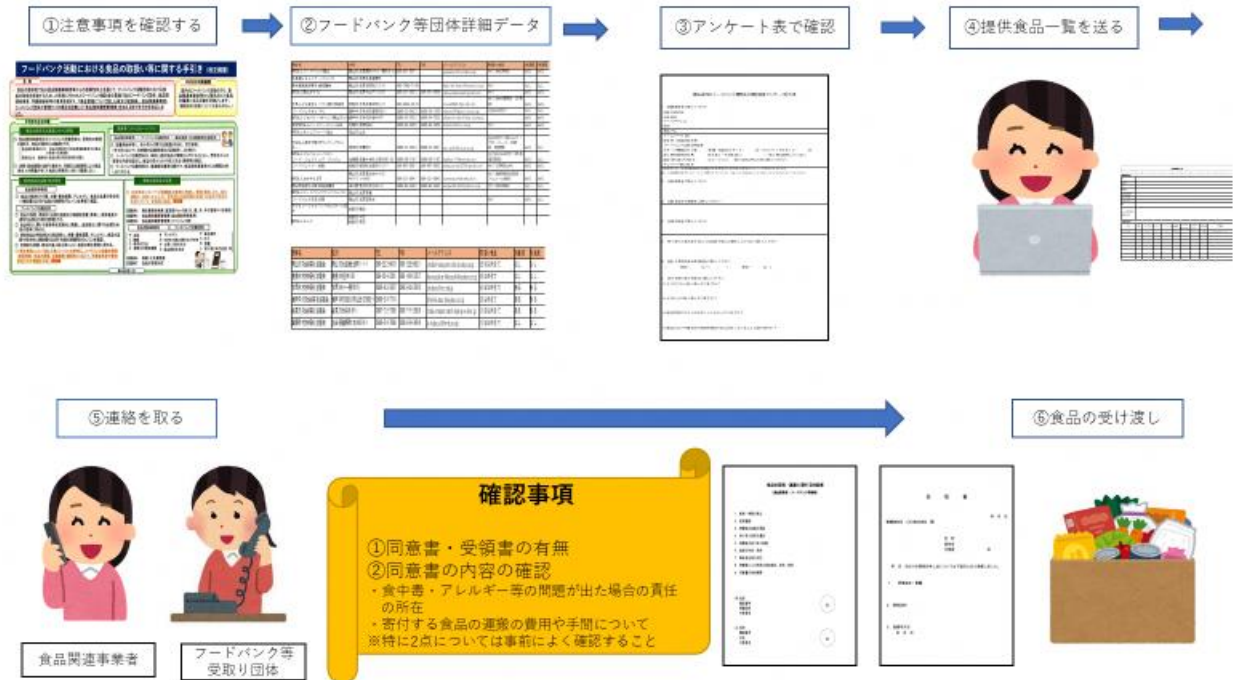
役割：フードバンクが指示した受け取り方法で、寄付された食品を受け取り、消費する。受け取った食品について、食中毒やアレルギーについての責任については受け取った者 C 責任と理解しておく。そうでない場合は事前に契約書等で責任の所在を明確にしておく。

良かったと評価される点：無償で寄付された食品のお陰で、経済的負担が無く、食品を得ることが出来て健康な生活を送れること。感謝の気持ちや生きること喜びを感じる。



食品譲渡までの流れ

食品を寄付したい食品関連事業者などが直接フードバンク等に連絡をし、寄付を行います。



①寄付する際の注意点を確認する

フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き（改正概要）

目的

- 食品の提供者である食品関連事業者等からの信頼性向上を通じて、フードバンク活動団体における食品の取扱を促進するため、29年度に行われたフードバンク検討会の委員であるフードバンク団体、食品関連事業者、学識経験者等の意見を踏まえ、「衛生管理について記した表及び記録表」、食品関連事業者・フードバンク団体が管理すべき項目を記載した「食品提供履歴管理表」を加える形で手引きを改正しました。

手引きの対象範囲

国内のフードバンク活動のうち、食品関連事業者等から提供された食品の譲渡に係る活動を対象とします。（調理を伴う活動については含みません。）

手引きの主な内容

食品の提供又は譲渡における原則

- 食品提供事業者及びフードバンク活動団体は、受取先の要望を踏まえ、食品の提供又は譲渡を行う。
食品提供事業者とは、食品の提供を行う食品関連事業者又は食品を保有する事業者
受取先とは、最終的に食品を受け取る団体及び個人
- 消費・賞味期限を過ぎた場合や、汚損又は破損等により食品衛生上の問題が生じた食品は受取先に対して譲渡しない。

関係者におけるルールづくり

- 食品提供事業者 — フードバンク活動団体 — 福祉施設・生活困窮者支援団体
- 記載例を参考に、それぞれの間で合意書を作成し、双方保有。（手引きにおいて、合意書の記載事項及び記載例1、2を例示）
 - フードバンク活動団体は、事前に提供食品の情報を入手するとともに、受取先からの要望の内容を踏まえ、食品の受け入れや受入方法・周期等を検討。
 - フードバンク活動団体は、事業報告書等を備付け、食品提供事業者からの閲覧の申し出に応じる。

提供食品の品質・衛生管理

食品提供事業者

- 食品の提供を行う際、消費・賞味期限、アレルギー、食品の品質や安全性に悪影響を及ぼす包装の破損等がないことを事前に確認。

フードバンク活動団体

- 食品の保管、荷捌きに必要な施設及び機械を設置・保有し、提供食品の適切な品質及び衛生管理を行う。
- 食品衛生に関する研修等を定期的に受講し、食品衛生に関する必要な知識の習得に努める。
- 提供食品の受取時及び配送時に、消費・賞味期限、アレルギー、食品の品質や安全性に悪影響を及ぼす包装の破損等がないことを確認。
- 定期的な清掃、害虫の進入防止等により、施設の衛生管理に努める。
- 衛生管理について記した表(1~13)を参考に、フードバンク活動の実情(施設規模、食品の種類、活動範囲・頻度等)に応じて、作業従事者や管理者向けの手順書を作成。**NEW**

情報の記録及び伝達

- 記録表等においては「記載例」を参考に作成し、管理・保存。また、保存期間は、原則1年以上とし、責任者は当該情報の記録、伝達及び保存の状況について、定期的に確認。**NEW**

- 記載例3 衛生管理点検表・温度チェック表(日、週、月、年で管理すべき項目)
記載例4 食品提供履歴管理表(食品提供事業者用)
記載例5 食品提供履歴管理表(フードバンク用)

食品提供事業者		フードバンク活動団体	
ア 名称	オ アレルギー	ケ 配送場所	
イ 数量	カ 安全性に重要な影響を及ぼす事項	コ 外寸	
ウ 保存の方法	キ 出荷・入荷年月日	ク 重量	
エ 消費又は賞味期限	ク 食品提供先名称	シ 受け渡し時の品温 等	

- 記載例6 廃棄・亡失管理表
記載例7 食品の苦情対応

農林水産省印より

②寄付する先【フードバンクなど】を選考する

岡山県内のフードバンク等団体の連絡先

	団体名	住所	TEL FAX	メールアドレス	取扱い食品(※)	冷蔵庫	冷凍庫
1	NPO法人フードバンク岡山	岡山市北区岡町14-9 岡町ビル202	086-801-5071	gakudou@mx6.tiki.ne.jp	全て(他日用品)	ある	ある
2	更生保護施設等支援協議会	岡山市北区富田町2-3-14	090-7595-7146	fujimoto-haruo@assess.co.jp	全て	なし	なし
3	NPO法人岡山きずな	岡山市北区中山下1-5-25	086-221-2822 086-201-5508	okayamakizuna@gmail.com	全て	ある	ある
4	水島こども食堂ミソラ♪実行委員会	倉敷市水島北春日町5-17	080-8383-3915	masa28feb@gmail.com	全て(他生理用品・日用品)	ある	ある
5	フードバンクせとうち	瀬戸内市邑久町尾張700-1	0869-22-0433 0869-24-1255	minato14@plum.ocn.ne.jp	①⑧以外全て	なし	なし
6	NPO法人リカバリーポイント岡山ダルク	瀬戸内市邑久町福中477	0869-24-7522 0869-24-7523	okayama-darc@key.ocn.ne.jp	⑩以外全て	ある	ある
7	学校法人順正学園ボランティアセンター	高梁市伊賀町8	0866-22-3548 0866-22-3591	volcen@office.jei.ac.jp	⑧以外全て(他ミルク・ベビーフード・日用品・雑貨類)	ある	なし
8	フードパントリー倉敷	倉敷市福田町古新田1112-7	080-9137-2992 086-697-5953	f.pantry.k2021@gmail.com	全て(日用品以外)	ある	ある
9	NPO法人おかやまUFE	岡山市北区東古松4-4-22 サクラソウ501	086-231-0841 086-231-0842	sumasapo@utenti.click	全て(販売促進の景品・アルコール飲料)	ある	ある
10	岡山西温暖化対策地域協議会	浅口郡里庄町浜中841-2	0865-64-4392 0865-64-4392	asakuchi2011@yahoo.co.jp	全て(他日用品)	なし	なし

	団体名	住所	TEL FAX	メールアドレス	取扱い食品(※)	冷蔵庫	冷凍庫
11	岡山市社会福祉協議会	岡山市北区鹿田町1-1-1	086-222-8619 086-222-8621	chiiki@okayamashi-shakyo.or.jp	⑧⑩以外全て	なし	なし
12	倉敷市社会福祉協議会	倉敷市笹沖180	086-434-3301 086-434-3357	kurasyakyo@kurashikisyakyo.or.jp	⑧以外全て	なし	なし
13	新見市社会福祉協議会	新見市金谷640-1	0867-72-7306 0867-71-2088	tobira-takemoto@shakyo-niimi.jp	①⑧以外全て	ある	ある

取扱い食品一覧(※)

① 野菜・果物	⑦ 調味料
② 米	⑧ 冷凍品
③ 飲料	⑨ お菓子
④ 缶詰め	⑩ 備蓄品
⑤ レトルト等の保存食	⑪ インスタント食品
⑥ 加工食品(常温)	⑫ その他

※詳細については別紙資料『岡山県内のフードバンク等団体の実態調査表』を参考にしてください

※取扱い食品については取扱い一覧をご参照ください

※県内には他にもフードバンク等団体はあります。アンケート調査に回答があり、本リーフレットへの掲載の承諾を得られた団体のみ掲載にしています。

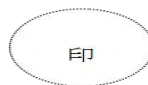
⑤ 受け渡し方法等について確認する

受け渡しの方法を決める。(直接搬入可能または引き取りを希望など)
合意書(同意書)、受領書などについて確認する
(同意書の例)

食品の提供・譲渡に関する同意書 (食品提供者・フードバンク等団体)

1. 転売・再販の禁止
2. 使用範囲
3. 寄贈品の品質の保証
4. 受け取り団体の選別
5. 寄贈品の受け取り制限
6. 記録の作成・保持
7. 事故発生時の対応
8. 寄贈者による特定の追加指針、条件、制約
9. 同意書の有効期限

(甲) 住所
電話番号
寄贈団体
代表者名



(乙) 住所
電話番号
社名
代表者名



(受領書の例)

受 領 書

年 月 日

寄贈団体名：〇〇株式会社 殿

住 所
団体名
代表者

印

年 月 日付けの寄附の申し出については下記のとおり受領しました。

1. 受領品目・数量

2. 使用目的

3. 受領年月日
年 月 日

⑥ 食品を受け渡す その後フードバンクは受領書を作成し、寄付者に送付する

参考となる情報源

(はじめてフードバンクに寄付をする際に参考となる他の情報源)

○農林水産省ホームページ『フードバンク』

<https://www.maff.go.jp>

農林水産省のHPから下記のような項目で、情報が得られます。

2.各フードバンク活動団体の紹介

近隣のフードバンク団体を探すことが出来ます

5.フードバンクへの食品提供・寄付に係る税制に関する 情報が掲載されています。

6.フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き

食品の品質確保及び衛生管理、情報管理等に焦点を当てた手引書が掲載されています。

発行：令和4年3月

(令和3年度事業系食品ロス削減コーディネート事業)

岡山県環境文化部循環型社会推進課

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2丁目4-6

TEL：086-226-7306